

日 時 平成 27 年 11 月 30 日 (月)
場 所 県庁 11 階 経営事項審査会場

平成 27 年度茨城県入札監視委員会第 1 回定例会議
議 事 録

(挨拶, 委員紹介, 資料確認等は省略。)

○ 委員

それでは, 議事に入らせていただきたいと思います。

まず, 議題の(1)でございますが, 「入札・契約手続きの運用状況等について」ということになっております。

これにつきまして, 事務局からご説明いただきたいと思います。

○ 事務局

××でございます。座って説明させていただきます。

それでは, お手元の資料に沿って, 順次, ご説明させていただきます。

まず, 資料1の「平成26年度の運用状況について」の1ページの総括表(県全体)でございます。

調査対象は250万円超の工事で, 平成26年度の総契約件数は2,859件, 落札率は94.0%と, 平成25年度比で, 件数で1割減, 落札率は同率で推移してございます。

内訳の入札方法別では, 一般競争入札, 指名競争入札が93.9%, 随意契約が97.8%となっております。

落札率につきましては, 国土交通省の入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の, 平成25年度の随意契約を除く, 競争入札に付された各都道府県の調査結果と見比べますと, 全国平均で92.5%, 関東甲信越で93.1%, 北関東3県で94.7%となっております。おおむね同率と判断してございます。

また, 県としましては, 行き過ぎた価格競争でございますダンピングの防止対策としまして, 最低制限価格や低入札調査基準価格の引き上げ, 適正価格での発注に向けました労務単価, 資材単価の迅速な見直しなどの対策の効果があつたものと思っております。

次に, 応札可能業者数は34者と, 平成25年度と比較し, 競争性は増しており, 応札した参加業者は7者から8者へ微増してございます。

入札方法ごとの内訳は, 記載のとおりでございますが, 平成24年度から, 従前は指名競争入札で行ってまいりました1,000万円以上3,000万円未満の工事を一般競争入札の対象に拡大しましたこと, 地域要件設定の地域ブロックの拡大や一般競争の応札可能業者数を20者から30者以上に拡大したこと, 指名競争入札につきましても, 指名業者を8者から12者に拡大しましたことによりまして, 件数, 応札可能業者数は変動してございますが, 参加業者数は同数の傾向でございます。

次に, 2ページの部局別の総括表でございます。

平成26年度は, 一番下の合計欄で, 一般競争入札は1,865件ですが, うち公共事業実施部局の農林水産部, 土木部, 企業局の3部局で94%を占めてございます。

落札率は, 農林水産部, 企業局は上昇し, 土木部はわずかに低下, 応札可能業者数は, 農林水産部は55者, 土木部は横ばいの38者, 企業局は43者となっておりますが, 参加業者数は, 3部局とも, 6者, 7者, 7者と微増してございます。

指名競争入札につきましても, 合計953件のうち, 3部局で82%を占め, 落札率は, 土

木部、企業局で低下してございます。

随意契約につきましては、全体 41 件のうち、土木部が 36 件と 9 割ほどを占め、落札率は 97.7%と、わずかに下降してございます。

土木部の指名業者数、参加業者数とも 1 者であり、いずれも、地方自治法施行令に基づきまして、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、また、競争入札に付することが不利と認められるときなどの要件に合致し、随意契約の方式をとってございしますので、後ほどご説明させていただきます。

次に、3 ページからは各部局の内訳でございまして。

3 ページの××の案件でございまして、一般競争入札の応札可能業者数は 97 者と多くなっておりますが、これは××工事でございます、広く業者を集め、競争性を高めるといふ観点から、施工実績や地域要件を厳しく設定しなかったということでございます。

次に、4 ページの企画部でございまして。

××の指名競争入札におきましては、通常、12 者、指名することとしているところでございますが、鉄道の近接工事のため、鉄道工事の精通業者 5 者で指名競争を行った案件がありましたことから、平均で 10 者となったということでございます。

次に、5 ページの××でございまして。

××、××の一般競争入札の応札可能業者数が、9 者、5 者と少なくなっておりますが、××工事などでございまして、同種工事の実績を参加の要件とした結果であるとのことでございます。

また、××の参加業者数が 1 者となっておりますが、××の更新工事等の特殊性から、応札可能業者の少ない点などを考慮した結果、1 者での応札を有効としたということでございます。

次に、6 ページの××でございまして。

××におきまして、応札可能業者数が 688 者と多くなっておりますが、××工事等がありますことから、茨城県内での施工実績を厳しくせず、広く業者を募るといふ観点からの結果であるとのことでございます。

××については、応札可能業者数が 16 者と少なくなっておりますが、××工事、施工実績を要件とした結果であるとのことでございます。

なお、参加業者数が 1 者となっておりますが、応札可能業者数が少ないことから、有効としたとのことでございます。

次に、1 枚飛びまして、8 ページの××でございまして。

一般競争入札の一部事務所で、応札可能業者数が 100 者を超えておりますが、施工実績を要件とせずに、管内から幅広く業者を募ったことによるとのことでございます。

随意契約の××の 1 者につきましては、既発注工事の附帯的工事でございます、工期短縮や経費節減が期待できるとの理由から、1 者見積もりでの契約とのことでございます。

次に、9 ページの××部の発注機関ごとの状況でございまして。

一般競争入札で落札率が 90%未満となっておりますのは、××、××、××となっております。

××の落札率が 80.6%と低いのは、電気工事などで、低入札価格調査を経まして契約に

至った工事が3件あるためでございます。

応札可能業者数につきましては、××、××などが30者を下回っている状況にございますが、これは、橋梁上部工事など、施工可能な業者数が限定される工事を含むことによるものでございます。

一方、××では、平成25年度と同様に、応札可能業者数が63者、参加業者数が9者となっております。

また、××では、参加業者数が16者と増加してございます。

次に、随意契約の36件でございます。

これらの内訳としましては、製作者が独自に開発した技術が含まれ、プログラムについて著作権を有していることなど、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的が達成できないため、競争入札に付さないというものがうち17件でございます。

また、災害復旧工事の隣接地におきまして、さらなる被害が発見されたことなどにより、緊急の必要により、競争に付することができないものがうち12件でございます。

また、前工事発注後の試験結果から、大規模な仮設工事が必要となるなど、当初、予期し得なかった事情の変化等によりまして必要となった工事で、競争入札を行うよりも、施工している業者と契約したほうが工期の短縮や経費の節減が確保できるなど、競争入札に付すことが不利と認められたものが7件ございまして、計36件ございました。

次に、10ページの企業局でございます。

随意契約で2件ございますが、出水期前までに施工を終える必要がある工事などであったと聞いております。

次に、11ページの××でございます。

××で応札可能業者数が182者と多くなってございますが、一つの解体工事におきまして、800者を超える業者数となっております。これが応札可能業者数を引き上げる理由となっております。

続きまして、12ページの××でございます。

一般競争入札の応札可能業者数419者につきましては、施工実績等を求めず、広く設定しているためによるものとのことでございます。

随意契約が2件ございますが、設備工事におきまして、特別仕様の機器であり、機器設定を行った特定の者と契約を締結しなければ契約の目的が達成できないため、競争入札に適さないとのことでございました。

次の13ページの××でございます。

指名競争入札の××におきましては、他者と異なり、10者の指名業者数となっております。××におきまして、通常、12者を指名しているところでございますが、××関連の工事においては、過去の実績要件から8者に限定されることによるものでございます。

以上でございますが、平成25年度から当委員会は機能強化され、入札・契約システムの改善について、実施状況のチェックや進行管理を行うこととされてございます。

また、審議内容につきましても、委員会から、県の建設工事の発注を行う機関の全てが、今後の事務の執行や事務改善に当たり、留意すべきであるとのご意見を賜ってございます。

そして、平成26年4月4日付文書におきまして、当委員会委員長から関係部局全てに対

して、当委員会審議内容の周知、一般競争入札における1者応札の対応、1者随意契約の選定理由の十分な検討、可能な限り入札参加者をふやし、実質的な競争性を確保すること、規定等を定めていない部局にあっては、ルール整備を行うことの5点につきまして要請がなされているところでございます。

事務局といたしましても、当該要請を真摯に受けとめまして、引き続き、各発注機関に対応を求めてまいりたいと考えてございます。

次に、資料2の「平成26年度 指名停止措置の状況」についてでございます。

指名停止は、契約の相手方として適切ではない事由が認められる場合に、一定期間、県が発注する競争入札等に参加することができないようにする行政機関内の内部規制措置でございます。

平成26年度は、不正または不誠実な行為があったものとして、契約の相手方として適切ではないとしたものが9件、内容は、労働基準法違反、労働安全衛生法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反などで罰金刑を受けたことや、落札決定後に契約を辞退したことによるものでございます。

次に、安全管理措置不適切による工事関係者の事故で指名停止した10件につきましては、県発注工事によるものが9件、一般工事が1件でございます。

安全管理措置不適切で生じた公衆損害事故が1件、契約違反1件。これは正当な理由なく契約を履行しなかったものでございます。独禁法違反が1件で、合計22件でございます。うち過半の12件が県の発注工事でございます。9件が工事関係者事故でございます。

工事事故は、被災者本人や家族、当該企業にダメージを与えるのみならず、担い手育成・確保の観点からも、健全な業界の育成を阻害することになりますことから、引き続き、経営者研修会等のあらゆる機会を捉えまして注意喚起し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

事案の詳細につきましては、後ほどごらんおきいただければと存じます。

説明は、以上でございます。

○ 委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○ 委員

例えば、資料1の5ページですが、読み方がわからなくて、発注機関名のところで合計がありまして、その右の数字を追っていくと件数がありまして、件数は上のものを合計しているなどわかるのですが、落札率は合計ではなくて、平均値かなんかなのですかね。

その隣の応札可能業者数ですが、これは23になっていますが、上を見ると40になっていまして、合計値と違うのではないかと。

それから、その隣の参加業者数も2になっていまして、上を全部合計すると2を超えてしまうので、平均値なのか、どういうあれなのか、ちょっと数値がわからなかったというのがありまして、1点がそれです。

2点目は、8ページの総括表で農林水産部がございしますが、下から4つ目の水産試験場の右を見ていただきますと、応札可能業者数が関数で、数字がないといひますか、#DIV/0!で、応札可能業者数と参加業者数の数値が入っていない形になっているので、この数値はどうなっているかという2点をご質問させていただきます。

○ 事務局

まず、5ページのほうでございしますが、落札率、応札可能業者数、参加業者数につきましては、注2にもございしますが、平均値でございします。済みません。

8ページの水産試験場の一般競争入札につきましては、該当件数がございしませんでしたことから、こういった表示になってございします。済みません。

○ 委員

では、ゼロですね。

○ 事務局

はい。

○ 委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 委員

ほかにご質問ございしますか。

どうぞ。

○ 委員

私は初めてで勝手がわからず、申しわけないのですが、お聞きしたいのですが、入札で、例えば不調に終わるといひのですか、うまくいなくて、改めて入札し直すということも場合によってはあるのかなと思ひのですが、そういうのは、この表の中には入ってはないのですか。

○ 事務局

済みません。この資料では掲載されてはございしません。

3%ぐらいが今の不調の状況でございします。応札可能者が全然いなかったとか、全部失格になってしまったとかもございしますが、それは反映されてございしません。

○ 委員

わかりました。

その3%というのは、毎年そんな感じなのですか。それとも最近ふえているとか。

○ 事務局

高いか低いかということだと思ひのですが、高かったときもございしますけれども、落ちついてきたという認識でございします。

あと、建築などで単価が、実勢単価とうちのほうで出している単価と折り合いがつかないようなことがございしましたが、いろいろ業界と意見交換等をしまして、その辺も調整した結果、そういうそごが随分なくなってきたところでございします。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

ほかにごございますでしょうか。

では、ほかにご質問がなければ、引き続きまして、議題（２）の「境地区における発生状況について」に移りたいと思いますが、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは、続きまして、資料３の「境地区の発注状況について」をごらん願います。

１ページ、まず、土木部全体の契約件数、当初契約額、落札率の推移でございます。

契約件数合計は、平成 23 年度は、災害復旧工事が多く発注されましたことから 2,543 件、例年 2,400 件ほどで推移しておりましたが、平成 26 年度は 1 割減の 2,137 件となっております。

平成 26 年度の一般競争入札と指名競争入札の件数割合は 66 対 34 と、昨年同様の割合となっております。

一般競争のうち、括弧書きの総合評価につきましては、価格のみによる落札ではなく、価格と価格以外の要素である業者の技術力や施工体制といった能力を含めて、総合的に落札者を決定する方式でございまして、本庁執行となる予定金額 1 億円以上の工事は原則適用し、1 億円未満の土木事務所等の発注につきましては、選定しまして、277 件を実施してございまして、実施目標である一般競争のうち 20%の実施率となっております。

当初契約額合計は、600 億円から、リーマン・ショック後の経済危機対策で 800 億円、その後は震災対応等により 750 億円台となっております。平成 26 年度は 745 億円余となっております。

契約額は前年度並みで、発注件数が 1 割減少しておりますことから、1 件当たりの発注ロットにつきましては、平成 24 年度並みの 3,500 万円ほどとなっております。

なお、一般競争入札と指名競争入札の契約額割合は、昨年度同様に約 9 対 1 となっております。

次に、落札率は、一般競争は対象の拡大とともに上昇しております。

指名競争は横ばいで、合計で 94.3%となっております。

なお、括弧書きのうち、総合評価落札方式につきましては、1 億円以上の工事などロットが大きいことなどから、一般競争を下回る傾向となっております。

次に、最低制限価格でございますが、これは、工事の適正施工に最低限必要な金額を前もって定め、この額を下回った入札者を自動的に失格とする制度でございます。

低入札価格調査制度も最低制限価格と同様な考え方によるものでございますが、自動的ではなく、基準価格を下回れば調査を行いまして、適正な施工が確保できないと判断すれば失格とする方式でございます。

いずれの制度も、工事品質の確保や下請業者への代金のしわ寄せ防止、適正利潤の確保などを目的とするダンピング対策としまして、近年では、平成 20 年度、22 年度、23 年度、25 年度と順次、最低制限価格、低入札価格調査基準価格を見直しまして、その引き上げを国に準じて実施してきてございます。

これらの制度の現在の予定価格に対する割合は、約 88%の水準と試算されております。

平成 26 年度では、不正入札及び最低制限価格を下回った入札件数が 8.8%と、1 割弱の入札におきまして、この水準以下のため、失格または調査の対象となっております。

次に、2ページの境工事事務所発注工事についてでございます。

まず、契約件数及び当初契約額合計は、平成19年度、20年度までは、件数は110件台、当初契約額は12億円台で推移してございますが、平成21年度からは、圏央道関連工事や日野自動車関連の道路整備工事等によりまして工事量が増加しておりまして、件数は140件台、契約額は27億円台と増加してございます。

なお、一般競争と指名競争の金額の割合につきましては、土木部全体と同様に、9対1の割合となっております。

次に、落札率は、一般競争入札、指名競争入札の合計で見ますと、平成21年度までは96.9%が、平成22年度は、①の、公正取引委員会立入検査日でありました9月7日までの期間は95.1%、②の、立ち入り翌日から、一般競争入札で発注する工事の対象を4,500万円以上から3,000万円以上の工事に拡大した前日までが91.0%、③の拡大日から年度末までが89.5%、その後、89.7、87.2、88.8、89.0%と落札率が下がりまして、ダンピング対策の価格ラインをわずかに上回る水準で、5年連続で推移している状況が見られます。

また、最低制限を下回った者のあった工事件数につきましても、平成24年度55件、25年度61件、26年度40件と、26年度は若干減少しましたが、発注案件の34%でダンピングラインを下回る入札が発生し、その業者数も1件当たり約4業者と、価格競争が大変激しい様相が認められます。

この要因としましては、公正取引委員会からの4%の課徴金に加えまして、県の賠償金として請負契約の約15%で11億5,000万円、また、完納までの延滞利息が別途3.7%ほど請求・納付がございまして、厳しいキャッシュフローを強いられていることや、後ほど資料5でご説明いたしますが、再発防止策の競争環境の上乗せ措置などがあるかと思われれます。

下の表の(2)につきましては、発注業種別の契約件数、当初契約額、落札率でございます。

真ん中の当初契約額で見ますと、8割台ほどありました土木一式工事が、近年は約半分、舗装工事は、大震災後の増加から約3割と減少しまして、その他工事の案内標識設置工事、交通安全施設工事などのウエートが増加してきてございます。

次に、3ページは、土木部の土木一式工事の発注課所別落札率順位を整理したものでございます。

境工事では、土木一式工事で談合、舗装工事で官製談合がありましたことから、その工種別に落札率を整理したものでございます。

まず、土木一式工事でございますが、発注課所別の本庁から出先機関の33カ所を、発注規模や工事性質もありますことから、本庁、土木事務所・工事事務所、港湾事務所、下水道事務所、ダム事務所ほかの5つの分類の中で、下段の落札率の高い事務所から上段に順位づけをしたものでございます。

表の真ん中あたりの境工事をごらんいただきますと、公取立ち入り前の平成21年度までは3年連続1位でありましたが、立ち入り後は、12土木事務所の中で一番低い状況となっております。

境工事を除く11土木平均と比較しますと、6ポイントほど低い落札率となっております。

す。

次に、4ページでございます。

4ページの舗装工事につきましても、境工事は同様の結果でございまして、11土木の平均とは8ポイントほど低い落札率となっております。

次の5ページ、土木部全体の業種別土木一式工事、舗装工事の契約件数等につきましても、境工事と同じ傾向でありますことから、前のページと重複しますので、私からの説明は、以上で終わらせていただきます。

○ 事務局

続きまして、資料4の「県西農林事務所・境土地改良事務所の発注状況について」をご説明したいと思います。

申しおくれましたが、××といたします。

座って説明させていただきます。

まず、1枚おあげいただきまして、1ページ、農林水産部農地局の契約件数、当初契約額などの推移でございます。

まず、契約件数ですが、一般競争につきましては、範囲の拡大ということもありまして、平成19年度22件に対しまして順次ふえてきており、平成26年度には158件という状況です。

逆に、指名につきましては、平成19年度484件あったものが減ってきておりまして、平成26年度には43件ということになっております。

合計で見ましても、500件から200件ということで下降の傾向でございます。

件数のこのような状況によりまして、その次の当初契約につきましても同様の傾向がありまして、一般競争については増額、指名競争については減額、トータルでも減ってきているという状況にあります。

落札率の状況ですが、合計の欄を見ていただきますと、平成19年度、20年度ころは95%から96%近くという状況にありましたが、平成24、25、26年度の3カ年の状況を見ていただきますと、93から94%程度ということになっております。

1件当たりの契約額につきましても、ごらんいただきますと、一般競争については減額の傾向、合計についてはおおむね横ばい程度という状況となっております。

低入札価格調査となった者のあった工事につきましても、平成26年度はゼロ、最低制限価格を下回った者のあった工事につきましても、平成25年度は、工事件数で19件、29業者ありましたが、平成26年度につきましても、5件、8業者ということで減ってきている状況にあります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらは県西農林事務所の発注工事の状況であります。

まず、上段の(1)入札方式別の状況になります。

まず、契約件数につきましては、先ほどの傾向と似ておりまして、一般競争についてはふえてきており、指名については減ってきている。トータルでも減っております。

当初契約額につきましても同様な傾向が見られます。

次に、落札率ですが、平成19年度、20年度ころは94から95%程度でありましたが、平

成 22 年の公取委が入った段階で、10 月 31 日までの部分は 95%程度でありましたが、11 月 1 日以降の分については 89%と落ちてきております。

近年は、平成 25 年度が 92%、平成 26 年度が 94%程度ということで推移しております。

下の段の（2）発注業種別の状況であります。

まず、契約件数につきましては、土木一式工事が減少傾向にあり、舗装についてはおおむね横ばい、その他についてはふえてきております。

合計で見ますと、平成 19 年度の 98 件に対して、平成 26 年度は 38 件ということで減少傾向にあります。

当初契約額につきましても同様な傾向が見られまして、合計額で見させていただきますと、平成 19 年度 20 億円に対して、平成 26 年度は 11 億円ということで減ってきております。

落札率をごらんいただきますと、各業種、同様な傾向になっておりまして、合計欄で見ますと、平成 19 年度、20 年度 95%に対して、近年は 91 から 94%程度という推移となっております。

次に、もう一枚めくっていただきまして、先ほどは県西だったのですが、3 ページは、境土地改良事務所の発注工事の状況となります。

まず、（1）入札方式別の状況です。

契約件数につきましては、一般競争では増加の傾向、指名については減少傾向、トータルでも減少傾向です。

当初契約額につきましても同様でして、合計で見ますと、平成 19 年度 17 億円に対して、平成 26 年度は 8 億 7,000 万円ということで落ちてきております。

落札率の状況ですが、平成 19 年度、20 年度ころは 97%程度ということでありましたが、平成 22 年度、公取委の立ち入りがございます、10 月 31 日までの部分については 95.7%ということでありましたが、11 月以降につきましては 85.9%ということで落ちております。

近年は、平成 25 年度が 89%、平成 26 年度は 91%程度ということで推移しております。

その下の最低制限価格を下回った者のあった工事については、平成 25 年度 8 件に対して、平成 26 年度は 4 工事、7 業者ということで減少しております。

下段の（2）発注業種別の状況ですが、契約件数の合計の欄を見させていただきますと、平成 19 年度 96 件に対しまして、平成 26 年度は 28 件ということで、いずれも減少傾向がございます。

当初契約額につきましても、同様な減少の状況です。

一番下の落札率をごらんいただきますと、平成 19 年度、20 年度ころは 97%程度でありましたが、平成 24 年度、25 年度あたりは、88%、89%、91%ということで推移しております。

次に、4 ページは、農地局の発注課所別の落札率の順位となっております。

平成 19 年度、20 年度ころは、一番下の境土地改良事務所が 97%程度ということで高い傾向にございましたが、公取委が入りました平成 22 年度には 91%で、順位として 7 位、それ以降、平成 23 年度は 91%、平成 26 年度も 91%ということで、8 事務所の中では第 8 位、最下位の状況が続いております。

次に、5 ページをごらんください。

5 ページは、農地局の業種別の状況になります。

まず、契約件数につきましては、土木一式工事は、平成 19 年度 400 件に対して、平成 26 年度 140 件ということで減少傾向でございます。

舗装については、おおむね横ばい、合計でも減少傾向ということになります。

その次の当初契約額につきましても、同様に、合計で見ますと、平成 19 年度 103 億円あったものが、平成 26 年度には 57 億円ということで減ってきております。

落札率の状況ですが、平成 19 年度、20 年度ころは、合計の欄で見ますと、95%程度ということでありましたが、近年は、平成 24 年度の 94%から平成 26 年度の 94.8%ということで、おおむね 93 から 94%程度を推移しているという状況にあります。

私の説明は、以上になります。

○ 委員

ただいま事務局から、境地区における発注状況をご説明いただきましたが、これにつきまして、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。

○ 委員

資料 4 を見ますと、契約の件数も契約の金額もほぼ半分ぐらいになっていますね。これはどうしてなのかというのが 1 点と、この傾向は今後も続くのでしょうかというのが 2 点目です。

○ 事務局

県の財政状況が厳しいということで、公共事業の予算枠につきましては、毎年、シーリングという形で減らされてきておまして、特に農地局の公共事業につきましては、かなり減っている状況があります。その結果、工事件数も契約額も減ってきているという状況にあります。

○ 事務局

今の質問だと、財源ばかりではなくて、土地改良事業とかいろいろなものの進捗状況もあわせてあるのかもわからないから、その辺があれば……。

○ 事務局

土地改良事業の要望としましては、毎年、かなり出ておまして、新しい要望も出てきておりますので、農地局として、予算を確保して進めたいと思っておりますが、予算額が少ないので、限られた予算を効果の出るところに集中させて発注して、なるべくトータルの効果を上げようということで工夫はしております。

○ 委員

そうすると、需要というか、必要性は変わらないのだけれども、予算の関係で絞っているということですか。

○ 事務局

そうです。要望は本当にいっぱいありまして、新規の要望も幾つか上がってきているのですが、枠があるために、順番待ちというか、ちょっと待ってくださいという地区がいっぱいあります。

○ 委員

そうすると、今の数字の傾向がしばらく続くだろうということでしょうか。

○ 事務局

そうですね。来年も予算が絞られているという県の財政状況はありますが、それが好転すれば、もうちょっとふえるというのはちょっと言い過ぎですかね。ちょっとわからないのですが、そういうことを期待しております。

○ 委員

きっとこれは、この議題の中で、最後に資料5についての議論をするときの一つのデータと考えていいかなと私は思っているのですが、境地区のことを見ますと、ほかのところとは違って、平成22年の公取委の改善命令というか、勧告に集約すると思うのですが、それ以降、境地区は、業者さんも、応札というか、参加するのに非常に苦労しているというデータが明確に出ていると思うのですね。

最低制限価格あたりが非常に目立ったのですが、全体の契約件数で考えますと、この中で見ますと、数値的には全体の4分1ぐらいは占めていると考えていいのですかね。これですと、ページでいうとどこでしたかね。

○ 事務局

資料3です。

○ 委員

資料3ですね。ごめんなさい。2ページですか。

○ 事務局

はい。

○ 委員

そうですね。上の表ですね。これは境工事ですよ。その前のページが全体のあれですね。

○ 事務局

はい。

○ 委員

例えば、一番上の欄の一般競争でも、平成26年度で見ると、契約件数が71件。これは全体の20分の1ですか。

○ 事務局

1411分の71。

○ 委員

ですよ。

○ 事務局

はい。

○ 委員

その下をずっと追っていくと、最低制限価格を下回った業者数152というのは、全体の件数からいうと4分の1？

○事務局

はい。

○ 委員

これは非常に苦勞しているのが見てとれる。ただ、逆に言うと、苦勞しているのはいいのかなど。一つの効果も見られるけれども、それが長く続いているという状況は、建設業者さんを育てていくという観点からいくと、そのあたりの効果が効き過ぎているかなど。そこは非常に危惧。

ただ、落札率を見ると、だんだん全体に近づいている傾向があつて、これは業者さんの意識が定着してきたかなというのの一つあつて、初めはおっかなびっくりやっていたのが、皆さん、だんだん一般の業者さんに近いような傾向になってきているのは非常にいいかなと。そういうのを見てとるのは大事かなと私は思ったのですが、いかがでしょうか。その議題かなと思つているのですが、ちょっとコメントを。

○ 事務局

今、委員からございましたように、全体から見て、失格者数など、境工事の割合が非常に高い。あと、その業者数も4者ほどございますから、そういう札を入れる人も多いということでございます。

落札率につきましては、平成24年度の87.2%から、88.8、89.0%と若干上がつてございますが、この間、平成25年度で最低制限価格を2ポイントほど、そのルールを上げてございますので、そういったことから勘案しても、引き続き、ダンピング対策ラインでの競争は激しいと認識してございます。

○ 委員

わかりました。私はそのように見てとれたものですから、意見を述べさせていただきます。

○ 委員

ほかにございますでしょうか。

では、ほかにご質問がないようですので、次の議題に移ります。

「その他」とあるのですが、これについて、ご説明をお願いします。

(4) その他

(削除)

○ 委員

お話が戻ってしまつて申しわけないのですが、先ほど、資料3と4で説明していただいた中で、土地改良事務所さんの話でお聞きしたいことがあります。

先ほど、土地改良に関しての要望はいろいろな地区から上がっているということをお話しされていたかと思うのです。要望は要望としても、それは本当に必要性があるか、ないかの検証はもちろんきちつとされているとは思つていますが、もちろん財源の限りで、基本的に、要望が上がったものはある程度認めていくような傾向にあるのか、どのようなスタンスで捉えているのでしょうか。

土地改良というのは、田んぼを真四角にするとか、水路を通すといったことだと思つるの

ですが、農業自体があれなので、多分、農地も減っていますよね。そういった中で要望が上がってきているのは、何か現実と相反しているような感覚をちょっと抱いたものですか。仕事柄、かかわることはよくあるのですが、本当にこういう土地改良が必要なのかなというところが多々見られるような気がするものですから、その辺はどのようなスタンスなのかなと思ひまして。

○ 事務局

土地改良事業は、基本的に、おっしゃられましたように、水田の区画を整備するとか、用水路や排水路とか、それに伴う排水機場や用水機場などを設置するものなのですが、最近の農業情勢を考えますと、そんなところに果たして投資していいのかというご意見も時々お聞きします。

しかしながら、国としましては、自給率の向上といった大きな目的がありまして、今後の農政につきましても、国ではいろいろ検討しているのですが、今後は、小さい農家が小さい面積をやるのではなく、大きい担い手を育成しまして、その担い手の方が大きい面積で効率的に営農する体制をつくるべきだということで、県もそうなのですが、国もそういう方向で動いております。

それを実現するためには何が必要かといいますと、土地改良事業によりまして、区画を大きくするとか、道路、水路、排水路、用水路をきちんと備えていく必要性がございます。

土地改良区におきましても、そういう方向性ととも、今までつくってきた施設がかなり老朽化しているということもありますので、それを補修して更新していかなくてはいけないという事情があります。

そのようないろいろな要望が本当にいっぱいあるのですね。その中で重要なものとか、本当に、その事業によって十分な効果が得られるかというのは、もちろん、県としましては十分審査をして、これはいけるというものはいっぱいあるのですが、ただ、残念ながら予算枠があるので、その中で最も優先順位の高いものから採択していくということで、来年度も、実際、採択ということで数地区考えております。

順番待ちというところはあるのですが、そういう大きな要望や国の政策などに向かって、県としては施策を進めていきたいと考えております。

○ 委員

わかりました。

○ 事務局

今、委員がおっしゃるように、特に水田の土地改良事業はある程度終わっているわけですが、今言ったように、今、農政の変化に基づいて、その地盤をどうするかということで新たな需要があると思うのです。

それよりも、ある程度終わっているけれども、補修的なもの、維持管理の部分はまだ要望があると思います。あと、畑地はまだ進んでいないようなところもある。私は土木部なのですが、農林に少しいたものですから。その中ではそういうところがあるので、額的にも入っております。だから、背景としては、水田地帯は、維持管理的なところをどのように予算化していくかということと、畑地はまだ残っているところがあるということだと思ひます。

○ 委員

土地改良が入って、土地改良区の事務所さんが管理する区域があると思うのですが、畑は入っていないことのほうが多いのですよ。畑は、そういう対象からほとんど外れているのかなという認識でいたのですが、畑は土地改良を進めるものなのですか。

○ 事務局

まず、水田につきましては、県内で約7割以上の整備が進んでいるという状況にあります。ただ、先ほど言いましたように、大区画化や今後の更新ということで事業が必要なのですが、畑は実際、おっしゃられますように、整備が4割弱程度ということで非常におくれておまして、その整備を進めていかななくてははいけない。

昔ながらの土地改良といいますと、基本的には水田であります。水田については、土地改良区が大昔からずっと管理をしてきていて、水田や水路など全部、維持管理などをやってきているのですが、畑につきましては、今までは、土地改良区に入っている部分は確かに少なかったのですが、近年は、茨城におきましては、国営土地改良事業によりまして、畑のための水田を確保しているのですね。畑においても、水をかけて営農を進めなくてははいけないという方向性にありまして、一つは、畑の区画整理を進める。もう一つは、畑に水をかけまして、高品質で安定的な畑作物をつくるということで、県民の福祉にも役立ちますし、農業生産力をつけるという意味からも、これはぜひとも進めていかななくてははいけないということで、そういう意味合いの工事もこの中に入っておりますが、残念ながら、先ほどごらんいただきましたように、総事業費としてはちょっと減っているという状況にありますので、要望の中で一番優先度の高いもの、効率的なものを選んで、施策を進めているという状況にあります。

○ 委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 委員

ほかにございませんでしょうか。

○ 委員

なければ、これで議事は終了させていただきまして、進行を事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願ひします。

(以下、進行等省略)